

Create Japan ワーキンググループの設置について

令和 2 年 2 月 1 3 日
知的財産戦略本部
構想委員会座長決定

(趣旨)

1. 「構想委員会の運営について」（令和元年 9 月 2 7 日知的財産戦略本部構想委員会座長決定）第 2 項に基づき、知的財産推進計画に位置づけられているクールジャパンの推進のため、Create Japan ワーキンググループ（以下「CJWG」という。）を設置する。

(目的)

1. CJWGにおいては、世界の視線を起点としつつ、日本人及び外国人の協働の下で日本の魅力を発掘し、発信するなどにより世界からの共感を得るための方策について、必要な議論を行う。

(参加者)

1. CJWGの座長及び委員は、別紙のとおりとする。
2. CJWGの座長は、必要があると認めるときは、委員のほかにオブザーバを参加させることができる。また、委員及びオブザーバ以外の参考人を招いて意見を聞くことができる。
3. CJWGの座長は、必要があると認めるときは、委員のうちから座長代理を指名することができる。

(公表)

1. 会議は、原則として公開し、内閣府知的財産戦略推進事務局（以下「事務局」という。）へ事前登録を行った者は傍聴することができる。ただし、傍聴者は会議を録音又は録画することができない。
2. 会議資料及び議事録は、原則として公開する。
3. 前 2 項について、WGの座長は、会議又は会議資料若しくは議事録を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるときその他必要と認めるときは、これらの全部又は一部を非公開とすることができる。

(情報の外部における取り扱い)

1. CJWGの座長は、委員、オブザーバ、専門委員及び傍聴者に対し、率直な意見の交換が損なわれることのないよう、会議によって知り得た情報を外部で取り扱うときは、発言をした者の所属及び氏名を特定しないよう求めることができる。

(任期)

1. 委員の任期は、任命の日から 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

1. CJWGの庶務は、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。

(その他)

1. 前各項に掲げるもののほか、CJWGの運営に関する事項その他必要な事項は、CJWGの座長が定める。